

令和6年9月11日

各所属予算担当課長様

市民局区政支援室区行政制度担当課長

区関連予算にかかる財源配分の考え方等について（依頼）

標題について、令和7年度予算編成に係る財源配分の考え方と事務を進めるにあたっての留意点を、区長会議の決定等を踏まえ、次のとおり取りまとめましたので、各区及び各局との十分な連携のもと予算編成事務を行っていただくよう、よろしくお願いします。

記

1 区シティ・マネージャー（区CM）の決定権の範囲での予算編成

令和7年度の予算編成にあたっては、平成24年度に決定した「区シティ・マネージャーが決定権を持たない事務に関する基準」並びに「大阪市事務分掌規則」（昭和24年9月15日規則第133号）第1条の2第4項及び「事務分掌規則第1条の2第4項の別に定める事務」（平成24年8月1日告示第919号の2）による決定権の範囲において、各区CMと各事業所管局との十分な連携のもと事業調整し予算編成を行ってください。

2 区CM自由経費及び区長自由経費の財源配分の考え方

(1) 基準財政需要額的な考え方により配分額を決定することを原則とします。

①区CM自由経費については各区の分を事業所管局に、区長自由経費については各区にそれぞれ配分します。

②区CM自由経費のうち、区が特定されている事業（地域的な要因等に基づき特定の区でしか発生し得ない事業）については、当該特定区分として局に配分します。なお、令和6年度予算において事業を実施している区と実施していない区が混在していたとしても、当該事業が「区が特定されている事業」に該当しない場合には、基準財政需要額的な考え方により、特定区分とはせずに各区ごとの割振り額を決定し局に配分します。

(2) 区長会議として、基準財政需要額的な考え方により配分額を決定しない例外的な取扱いと判断されたものは、次のとおりです。

①区CM自由経費について

(ア) 区長会議により例外的取扱いとすることが確認された事業（(イ)に係るものを除く。）については、前年度予算額をベースとして各区ごとの割振り額を決定します。

(イ) 区長会議において予算編成過程で事業手法について全区又は複数区で調整することが確認された事業等は、配分時点においては各区ごとの割振り額が決定できないので、24区又は関係区の分として全額を局に配分します。

ただし、各区ごとの割振り額については、配分管理の観点から、配分後予算編成までの間に、区CMと局との間で十分な調整を行い、決定し、局において「令和7年度区CM自由経費区割り額一覧表（所要一般財源ベース）」（別添様式）を作成のうえ、令和6年10月10日（木）までに市民局区政支援室区行政制度担当（組織アドレス：ca0003@city.osaka.lg.jp）に提出してください。

なお、個別事業の予算編成にあたって、単に、前年度事業の実施を前提とした事業費の不足額を補うために、各区に割振りされた財源を区を超えて調達するような調整を行わないように十分に留意してください。

②区長自由経費について

(ア) 施設の維持管理経費や一般事務費については、平成 24 年度から平成 28 年度の平均額により配分額を決定します。ただし、平成 25 年度以降に次の状況が生じた区については、関連部分については変更後の内容により配分額を決定します。

- ①庁舎等の建替による維持管理経費の変更
- ②局からの移管による新規維持管理の発生
- ③外的な要因による賃料等の発生・解消
- ④その他区長会議において必要と認める場合

(イ) 高齢者、障がい者等に対する上下水道料金福祉措置の廃止に伴い、真に支援を必要とする高齢者、障がい者等に対する支援施策として、区や地域の実情に応じて実施している福祉施策については、平成 26 年度予算編成に向けて「施策・事業の見直し対象事業」として最終的に各区に配分された額を配分額とします。

(ウ) 区 CM 自由経費において基準財政需要額的な考え方により配分額を決定しない例外的な取扱いとするもの（上記 2（2）①）で、区長自由経費において同様の内容を実施しているもの（区役所において再構築したものを除く）については、前年度予算額をベースに配分額を決定します。

(エ) その他、区長会議において決定した内容に基づき配分額を決定します。

以上の考え方に基づいて、区長・区 CM がかわる予算の配分額を、区長自由経費及び区 CM 自由経費の総額として、別途メールにより各区役所計理担当課あてに通知します。なお、予算編成システムの導入に伴い、従来財政局より送付されていた配分管理表については廃止となり、システムを活用した予算編成に移行することになります。算定にあたっては、財政局からの別途通知（「区関連予算（区長自由経費・区 CM 自由経費）に係る予算算定・配分管理について」）を参照してください。

3 財源流用や事業の改廃などの制限事項

(1) 財源流用の考え方について

区長・区 CM は、区への配分額（区長自由経費）と区 CM 自由経費の区割り額を合計した額の範囲内において予算調整を行ってください。ただし、区長自由経費と区 CM 自由経費間の財源流用は可能とします。なお、以下の点に留意して予算編成を行ってください。

- ①非裁量経費、重点予算枠については、他事業への財源流用はできません。
- ②特定財源や非連動歳入がある事業については、各局・室は区 CM 事業に充当すべきものであるかどうかについて関係区と十分に事業調整を行ってください。なお、特定財源により締切日が異なる場合があるので注意してください。
- ③特に起債に関しては本市全体の発行制限があるので、各区は関係所属と十分に事業調整を行ってください。
- ④特別会計での実施事業については、当該会計内での事業調整とし、他会計への財源流用は行わないようにしてください。

(2) 事業の改廃などの裁量が制限される事業について

個別事業ごとの制限事項等（法の定めによるものなど）及び裁量が制約される事業（一部限定的を含む事業）については、関係所属間で十分な連絡調整を行ってください。

(3) その他

区長は、地方自治法上の区役所の長、区 CM 及び教育委員会事務局区担当教育次長を兼ねる立場として、自らが把握している地域の実情をふまえ、予算編成について調整を行うものですが、関係所属とは十分に調整を行ってください。

(添付資料) 別添様式「令和 7 年度区 CM 自由経費区割り額一覧表（所要一般財源ベース）」

【問合せ】市民局区政支援室区行政制度担当

長岡・吉崎・安本・村田・鬼塚（TEL：6208-9796・9861）